

国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議(第6回) 質問と意見

2020年7月28日 松本美奈

1、骨太2020と検討会議のミッションについて

「骨太の方針2020」における本検討会議に関する言及について質問する(①②付記は松本)。

(1) 本検討会議のミッションは、去年の骨太を踏まえた①のみと考えていいか。②以降も検討会議で検討すべき議題か。

→意見：①は去年の骨太の延長と受け止められるが、②以降は①と矛盾する。①で「自律的」「独立性」を強調しているにもかかわらず、「財務・会計の在り方」「運営費交付金の再配分」など、従来の「国による一括管理」の発想から抜け出していない。公私立大学に関する議論は現実的ではない。

(2) 脚注71の「独立行政法人通則法等の対象外」について

- ・「自律的契約関係」に移行する国立大学法人を「独法の枠から出す」と理解してもいいか。
- ・「独立行政法人通則法等」の「等」には、大学設置基準が含まれるか。

「STEAM人材の育成に向けて、教育・研究環境のデジタル化・リモート化、研究施設の整備、国内外の大学や企業とも連携した遠隔・オンライン教育を推進するとともに、データサイエンス教育や統計学に関する専門教員の早期育成体制等を整備する。医工連携をはじめとする分野融合人材の育成、高等専門学校の高度化・国際化、専門職大学、専門学校、大学院等における企業等と連携・協働した社会のニーズに応える実践的な職業教育や博士課程教育をはじめとする高度人材教育の構築等を推進する。

優秀な人材を日本に惹きつける国際的な頭脳循環、トビタテ!留学JAPAN、大学間交流協定による単位互換や共同研究、教育プログラムの国際連携などを拡大する。

①国立大学法人改革について、戦略的な大学経営を可能とする新たな法的枠組みを検討(*注71)し、年内に結論を得る。国と新たな自律的契約関係を結ぶ国立大学法人は、グローバルな評価・処遇制度の下、人事の独立性を確保し、学生定員を自律的に管理、デジタル化を活かした質の高い教育を実践、リモート留学生・教員も含めたグローバルキャンパスを実現する。②あわせて、戦略的経営を促す財務・会計の在り方等について具体的な検討を行う。国立大学法人運営費交付金の客観・共通指標による成果に基づく配分対象割合・再配分率を順次拡大しつつ、第4期中期目標期間の新たな配分ルールを検討(*注72)する。大学の連携・統合の推進、地域に貢献する公立大学への地方財政措置を含めた支援の実施、私学助成のメリハリある配分の強化を図る。

感染症による影響を含め、高等教育無償化等の実施状況の検証を行い、中間所得層における大学等へのアクセス状況等を見極めつつ、その機会均等について検討する。

*注71 骨太方針2019に基づき設置された「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等の対象外とすることも含め検討。

*注72 一貫性を持った評価指標を踏まえて大学が改革に取り組める仕組み等の検討。

(経済財政運営と改革の基本方針2020 P.28)について

2、「自律的契約関係の在り方」について

(1) 自由裁量の余地をもたらす、エンゲージメント型の大学経営を基本とした新たな法的枠組み

①エンゲージメント型の大学経営とは何か。

②大学の規制緩和は、大学設置基準大綱化(1991年)以来の流れ。「事前管理(規制)から事後チェック」も、その中で何度も使われてきた。今回は、従来とどう違うのか。

③「現在は中期目標・計画により、国と国立大学法人の契約関係は成立し（中期目標管理型）、これに基づき法人評価がされているが、これらの在り方を抜本的に見直してはどうか。」（P.5）について

a. 現在、国と国立大学法人は「中期目標・計画による契約関係」か。

→むしろ「国と国営企業」に近い。計画を履行できなくても誰も責任を取らない「契約」があるのか。

運営費交付金支出には、国が期待する役割・機能を各法人に示す必要があるとの記述は肯定できる。契約であるからには、責任の所在、期限、具体的な成果、評価方法を個別・明確に定める必要がある。

その際、重要なのは、責任の所在の明確化だ。そのためには、学長の任期と必ずしも合致しない「6年」にこだわらないことが必須。

b. 「自律的契約関係」の評価は誰が担うか。

→当面、法人評価委員会を使うのが妥当。ただし、委員会と国との関係、構成、運営方法の抜本的見直しが大前提。現行の委員会は大半が大学関係者で、そもそも「多様なステークホルダー」の代弁者ではない。

c. 契約の当事者は、指定国立大学だけか。他大学にも門戸を開くのか。

→まず指定国立大学で実践し、不具合を調整しながら対象を広げてはどうか。

d. 定員・学部編成

→大学の判断に委ねる。各大学が現在抱えている教職員やカリキュラム等のリソースからどのぐらいの学生数なら育てられるかは、各大学の綿密な戦略で決められるべき。学部編成等も社会のニーズを判断し、機敏に見直すことが必要。大学設置基準の「事前規制」を外すことが前提。

e. ガバナンス

→「それぞれの国立大学法人が、主体的に、最も優れていると考える形を選択できるよう規定を柔軟化」について、「国が提示した選択肢から選択するものではない」ことを条件に、賛成。

→「主体的に、選択」ならば、以下の文科省記述に疑問が生じる（p.8）。

* 学長選考会議を「学長選考・経営会議（仮）」に変更

→学長選考会議の権限をどれほど強くしても、任命・解任権者が文科相にある限り、現実的に意味はない。北海道大学の学長選考会議が昨年7月10日に解任の申し出を行なったが、大臣が解任を決定したのは約1年後の6月30日だった。

→米国の大学では学長を選考するための会議体が数年間かけてリストアップしていると聞く。現在の学長選考会議は、そうした「本来の仕事」をしているのだろうか。そうした会議体に新たな任務を加えることが、責任ある学長選考とその後につながるのか。

→役員会（議決機関）、経営協議会（審議機関）、教育研究評議会（審議機関）に、屋上屋を架すことにならないか。意思決定の手間を増やし、時間をかける結果にならないか。

* 監事の機能・権限の実質化

→学長任命・解任の権限が文科相にあることと併せて検討すべきではないか。監事が機能していないのは、

①非常勤だからか（常勤の大学もある）②監事に相応しくない人を任命しているからか③監事の任命システムに問題があるのか（大学側のリストに基づき、大臣が任命）④監事が職責を果たせるような学内組織になっていないためか——などの疑問点を解明してからではないか。

以上